

(様式6)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (不利益処分関係)

			資料番号	56	担当課	消防防災安全課
法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	根拠条項	35の3	不利益処分の種類	欠格条項に該当したときの認定の取消	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年12月28日法律第149号) (認定の取消し等) 第35条の3 <u>経済産業大臣又は都道府県知事は、その認定を受けた保安機関が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。</u> 一 <u>第三十条第一号、第三号又は第四号に該当するに至ったとき。</u> 二 第三十三条第一項の認可を受けないで保安業務に係る一般消費者等の数を増加したとき。 三 第三十四条第二項の規定に違反したとき。 四 第三十四条第三項、第三十五条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。 五 第三十五条第一項の認可を受けた保安業務規程によらないで保安業務を行つたとき。 六 第八十四条第一項の条件に違反したとき。 七 不正の手段により第二十九条第一項の認定又はその更新を受けたとき。 [参考条文] 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年12月28日法律第149号) 第30条 (欠格条項)						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定